

自己資本比率に関する事項

自己資本比率は、平成19年3月末から「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第20号。以下、「自己資本比率告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。なお、平成18年3月末は「銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件」(平成10年大蔵省告示第62号。以下「旧自己資本比率告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

当社は、第一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額の算出においては基礎的内部格付手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

なお、平成19年3月末より新しい自己資本比率規制が適用されたことから、「自己資本比率に関する事項」においては、原則、当年度のみ記載しております。また、「自己資本比率に関する事項」については、自己資本比率告示等に基づいて作成しており、「自己資本比率に関する事項」以外で用いられる用語とは内容が異なる場合があります。

■ 連結の範囲に関する事項

1. 連結自己資本比率算定のための連結の範囲

- ・ 連結子会社の数 181社
主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容は「主な連結子会社・主な関連会社の概要」(68ページ)に記載しております。
- ・ 連結自己資本比率算出のための連結の範囲は連結財務諸表における連結の範囲に基づいております。
- ・ 比例連結の方法を用いて連結の範囲に含めている関連会社はありません。
- ・ 銀行法第52条の23の定める従属業務を専ら営む会社並びに新たな事業分野を開拓する会社のうち連結の範囲に含めていないものはありません。

2. 控除項目に関する事項

- ・ 控除項目の対象となる非連結子会社の数 127社
主要な会社名 エス・ビー・エル・ジュピター有限公司
(業務の内容：匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者)
SBCS Co., Ltd.
(業務の内容：出資・コンサルティング業務)
- ・ 控除項目の対象となる金融業務を営む関連会社の数 76社
主要な金融業務を営む関連会社の名称及び主要な業務の内容は「主な連結子会社・主な関連会社の概要」(68ページ)に記載しております。

3. 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要

持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る特別な制限等はありません。

4. 控除項目対象会社のうち、規制上の所要自己資本を下回る会社名称、下回った額の総額

該当ありません。

■ 自己資本の構成に関する事項(連結自己資本比率(第一基準))

当社は自己資本比率の算定に関し、平成19年3月末から「自己資本比率の算定に関する合意された手続による調査業務を実施する場合の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会報告第30号)に基づき、あずさ監査法人の外部監査を受けております。平成18年3月末は、「自己資本比率の算定に関する外部監査を「金融機関の内部管理体制に対する外部監査に関する実務指針」に基づき実施する場合の当面の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号)に基づき、あずさ監査法人の外部監査を受けております。

なお、当該外部監査は、連結財務諸表の会計監査の一部ではなく、自己資本比率の算定に係る内部管理体制について、外部監査人が、当社との間で合意された手続によって調査した結果を当社宛に報告するものであります。外部監査人が自己資本比率そのものの適正性や自己資本比率の算定に係る内部統制について意見表明するものではありません。

(金額単位 百万円)

項目		平成18年3月末	平成19年3月末
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,420,877	1,420,877
	うち非累積的永久優先株 ^{(注)1}	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	1,229,225	57,773
	利益剰余金	944,112	1,386,436
	自己株式(△)	4,393	123,454
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	66,619
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△41,475	△30,656
	新株予約権	—	14
	連結子会社の少数株主持分	1,104,244	1,399,794
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券(※)	835,214	1,159,585
	営業権相当額(△)	73	49
	のれん相当額(△)	—	100,801
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
連結調整勘定相当額(△)	6,612	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	40,057	
期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	—	
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	4,645,905	3,903,257	
繰延税金資産の控除金額(△) ^{(注)2}	—	—	
計	(A)	4,645,905	3,903,257
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 ^{(注)3}		211,464	535,835
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	627,807	825,432
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	39,934	39,367
	一般貸倒引当金	742,614	35,309
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	175,921
	負債性資本調達手段等	2,657,378	2,564,195
	うち永久劣後債務 ^{(注)4}	1,035,778	1,114,044
うち期限付劣後債務及び期限付優先株 ^{(注)5}	1,621,600	1,450,150	
計	(B)	4,067,736	3,640,226
うち自己資本への算入額		4,067,736	3,640,226
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
うち自己資本への算入額	(C)	—	—
控除項目	控除項目 ^{(注)6}	(D)	619,279
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D)	(E)	8,094,361
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	58,984,821	47,394,806
	オフ・バランス取引等項目	5,952,321	8,713,413
	信用リスク・アセットの額	(F)	64,937,143
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%)	(G)	385,206
	(参考) マーケット・リスク相当額	(H)	30,816
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J) / 8%)	(I)	—
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額	(J)	—
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額	(K)	—
計	(L)	(F) + (G) + (I) + (K)	65,322,349
連結自己資本比率(第一基準) = (E) / (L) × 100 (%)		12.39%	11.31%
Tier 1 比率 = (A) / (L) × 100 (%)		7.11%	6.44%
連結総所要自己資本額 = (L) × 8%		—	4,843,227

(注) 1. 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳がないため記載しておりません。なお、基本的項目に含まれる非累積的永久優先株の額は平成18年3月末現在1,460,303百万円、平成19年3月末現在360,303百万円であります。

2. 平成19年3月末現在繰延税金資産の純額に相当する額は836,270百万円であります。また、基本的項目への繰延税金資産の算入上限額は1,170,977百万円であります。

3. 自己資本比率告示第5条第2項(旧自己資本比率告示第4条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。なお、平成19年3月末の基本的項目の額に対する当該優先出資証券の額の割合は13.72%であります。

4. 自己資本比率告示第6条第1項第4号(旧自己資本比率告示第5条第1項第4号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること。

5. 自己資本比率告示第6条第1項第5号及び第6号(旧自己資本比率告示第5条第1項第5号及び第6号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
6. 自己資本比率告示第8条第1項第1号から第6号(旧自己資本比率告示第7条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号(旧自己資本比率告示第7条第1項第2号)に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(参考)

旧自己資本比率告示に定められた算式に基づき算出した場合の平成19年3月末の連結自己資本比率(第一基準)は、10.59%であります。

(※)

「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」には、当社、株式会社三井住友銀行(以下、「当行」という。)及び株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行した以下の6件の優先出資証券が含まれております。

1. 当社の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SMFG Preferred Capital USD 1 Limited	SMFG Preferred Capital GBP 1 Limited
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず
任意償還	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成29年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,650百万米ドル	500百万英ポンド
払込日	平成18年12月18日	同左
配当率	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップアップ金利が付される)	固定 (ただし平成29年1月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともにステップアップ金利が付される)
配当日	毎年1月25日及び7月25日	平成29年1月までは毎年1月25日 平成29年7月以降は毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	強制配当停止事由 ①当社に「清算事由 ^(注)1) 」又は「支払不能事由 ^(注)2) 」が発生した場合には、配当が停止される(停止された配当は累積しない)。 ②「配当制限」又は「分配可能額制限」が適用される場合には、配当が減額又は停止される。 任意配当停止事由 「監督事由 ^(注)3) 」に抵触する場合、又は、当社優先株式 ^(注)4) が存在しない状況で当社普通株式の配当を行っていない場合には、配当を減額又は停止できる。	同左
配当制限	当社優先株式 ^(注)4) への配当が減額又は停止された場合は、本優先出資証券への配当も同じ割合で減額又は停止される。	同左
分配可能額制限	「分配可能額」 ^(注)5) が本優先出資証券及び同順位証券の配当総額に不足している場合、本優先出資証券への配当金は「処分可能分配可能額」 ^(注)6) に等しい金額となる。	同左
強制配当	当社直近事業年度につき当社普通株式への配当が支払われた場合には、本優先出資証券への配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」の制限に服する。	同左
残余財産分配請求権	当社優先株式 ^(注)4) と同格	同左

(注) 1. 清算事由

清算手続の開始、裁判所による破産手続開始の決定、裁判所による事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成の許可。

2. 支払不能事由

債務に対する支払不能(破産法上の支払不能)、債務超過、監督当局が関連法規に基づき当社が支払不能の状態に陥っているという決定の下に法的措置をとること。

3. 監督事由

当社の自己資本比率又はTier 1比率が、それぞれ8%、4%を下回る場合。

4. 当社優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当社優先株式。今後発行される当社優先株式を含む。

5. 分配可能額

直前に終了した当社の事業年度に関する計算書類確定時点における会社法上の分配可能額から、直前に終了した事業年度末時点での当社の優先株式の保有者に対して当該計算書類確定時点以降に支払われた配当額又は支払われる予定の配当額を差し引いた額をいう。

6. 処分可能分配可能額

当該事業年度中に支払われる当社優先出資証券及び同順位証券への配当総額が、当社優先出資証券に係る「分配可能額」を超えないように、当社優先出資証券及び同順位証券間で当該「分配可能額」を按分して計算された、各当社優先出資証券の各配当支払日において支払可能な金額をいう。

2. 当行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	SB Treasury Company L. L. C. ("SBTC-LLC")	SB Equity Securities (Cayman), Limited ("SBES")	Sakura Preferred Capital (Cayman) Limited ("SPCL")
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券
償還期限	定めず	定めず	定めず
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)
発行総額	1,800百万米ドル	340,000百万円 Series A-1 315,000百万円 Series A-2 5,000百万円 Series B 20,000百万円	283,750百万円 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円
払込日	平成10年2月18日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日	Initial Series 平成10年12月24日 Series B 平成11年3月30日
配当率	固定 (ただし平成20年6月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、150ベース・ポイントのステップアップ金利が付される)	Series A-1 変動(金利ステップアップなし) Series A-2 変動(金利ステップアップなし) Series B 固定(ただし平成21年6月の配当支払日以降は変動配当金利ステップアップなし)	Initial Series 変動(金利ステップアップなし) Series B 変動(金利ステップアップなし)
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①当行が自己資本比率/Tier 1比率の最低水準を達成できない場合(ただし配当停止は当行の任意) ②当行につき、清算、破産又は清算的公司更生が開始された場合 ③当行優先株式 ^{(注)2} 又は普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①「損失吸収事由 ^{(注)1} 」が発生した場合 ②当行優先株式 ^{(注)2} への配当が停止された場合 ③当行の配当可能利益が、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合 ④当行普通株式への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券 ^{(注)3} への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 ①当行優先株式 ^{(注)2} について当行直近事業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合 ②当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ③当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(ただし、下記の強制配当事由の不存在を条件とする) ④当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行った場合
配当制限	規定なし	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株式 ^{(注)2} への配当が減額された場合は本優先出資証券 ^{(注)3} への配当も同じ割合で減額される。
分配可能金額制限	規定なし	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、当行の配当可能利益/予想配当可能利益から、当行優先株式 ^{(注)2} 及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額を差し引いた、残余額の範囲内であればならない ^{(注)4} ^{(注)5} 。	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当金は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式 ^{(注)2} への配当があればその額を控除した額)の範囲内で支払われる ^{(注)6} 。
強制配当	当行直近事業年度につき当行株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。	当行直近事業年度につき当行普通株式への配当が支払われた場合には、同事業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。ただし、上記「配当停止条件」①ないし③、「配当制限」及び「分配可能金額制限」の制限に服する。	当行直近事業年度の当行普通株式の中間又は期末配当が支払われた場合には同事業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。ただし、上記の「配当停止条件」④及び「分配可能金額制限」の制限に服する。
残余財産分配請求権	当行優先株式 ^{(注)2} と同格	当行優先株式 ^{(注)2} と同格	当行優先株式 ^{(注)2} と同格

(注) 1. 損失吸収事由
 当行につき、①自己資本比率/Tier 1比率の最低水準未達、②債務不履行、③債務超過、又は④「管理変更事由」(⑤清算事由(清算、破産又は清算的公司更生)の発生、⑥会社更生、会社整理等の手続開始、⑦監督当局が、当行が支払不能又は債務超過の状態にあること、又は当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし①の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2. 当行優先株式
 自己資本比率規制上の基本的項目と認められる当行優先株式。今後発行される当行優先株式を含む。

3. 本優先出資証券
 当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4. SBESの分配可能金額制限における予想配当可能利益の勘案
 当該現事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前事業年度末の当行の配当可能利益をもとに計算した残余額の範囲内であっても、翌事業年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当該現事業年度末の当行の予想配当可能利益をもとに計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現事業年度における本優先出資証券への配当は、現事業年度末の予想配当可能利益をもとに計算した残余額の範囲内で支払われる。

5. SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限
 SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案分配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案分配当証券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内であればならない。

6. SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の分配可能金額制限
 SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株式と同格の証券を発行している場合は、本優先出資証券への配当額は、直近事業年度の当行分配可能額(当行優先株式への配当があればその額を控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内であればならない。

3. 株式会社関西アーバン銀行の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

発行体	KUBC Preferred Capital Cayman Limited
発行証券の種類	非累積型・固定／変動配当・優先出資証券（以下、「本優先出資証券」という。）
償還期限	定めず
任意償還	平成24年7月以降の各配当支払日（ただし金融庁の事前承認が必要）
発行総額	125億円
払込日	平成19年1月25日
配当率	固定 （ただし平成29年7月の配当支払日以降は、変動配当率が適用されるとともに、100ベース・ポイントのステップ・アップ金利が付される）
配当日	毎年1月25日と7月25日（初回配当支払日は平成19年7月25日） 該当日が営業日でない場合は直後の営業日
配当停止条件	以下のいずれかの事項に該当する場合は、当該配当支払日における配当は支払われない。 (1) 当該配当支払日の直前に終了した事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) に対する配当を全く支払わない旨宣言され、それが確定した場合。 (2) 当該配当支払日の5営業日前までに、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対し支払不能証明書 ^(注2) を交付した場合。 (3) 当該配当支払日が監督期間 ^(注3) 中に到来し、かつ、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに、発行会社に対して当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の監督期間配当指示 ^(注4) を交付している場合。 (4) 当該配当支払日が強制配当支払日でなく、当該配当支払日の5営業日以前に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して当該配当支払日に配当を行わないよう求める配当不払指示 ^(注5) を交付している場合。 (5) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^(注6) 中に到来する場合。 また、配当が支払われる場合においても、配当制限若しくは分配可能金額制限の適用又は監督期間配当指示 ^(注4) 若しくは配当減額指示 ^(注7) がある場合には、それぞれ制限を受ける。
配当制限	平成19年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がその一部のみを支払う旨宣言し、それが確定した場合、発行会社が当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当として支払可能な金額は、定款に従い、株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) について当該事業年度中の日を基準日として株式会社関西アーバン銀行が宣言し、かつ確定した配当金額（上記一部配当金額を含む。）の合計金額の、かかる株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) の配当金全額に対する比率をもって、本優先出資証券の配当金全額を按分した金額を上限とする。 株式会社関西アーバン銀行のある事業年度中の日を基準日とする株式会社関西アーバン銀行最優先株式 ^(注1) に関する配当に関して、株式会社関西アーバン銀行がこれを行わない旨宣言し、かつそれが確定した場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に関する配当を行うことができない。
分配可能金額制限	本優先出資証券への配当金は、下記に定める金額の範囲内でなければならない。 (1) 7月に到来する配当支払日（「前期配当支払日」）に関しては、株式会社関西アーバン銀行の分配可能額から下記（A）、（B）及び（C）に記載の金額を控除した金額 (A) 直前に終了した株式会社関西アーバン銀行の事業年度にかかる計算書類につき会社法上必要な取締役会又は株主総会の承認を受けた日以降に株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (B) 株式会社関西アーバン銀行の子会社（発行会社を除く。）が発行した証券で株式会社関西アーバン銀行の全ての種類の優先株式と比較して配当の順位が同等であるものの保有者に関する配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当及びその他の分配金の金額 (C) 配当同順位株式 ^(注8) （もしあれば）の配当で、その支払の宣言が株式会社関西アーバン銀行の当該事業年度末以降になされた配当の金額 (2) 前期配当支払日の翌年1月に到来する配当支払日（「後期配当支払日」）に関しては、上記（1）に記載の金額から下記（x）、（y）及び（z）に記載の金額を控除した額 (x)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記（A）に定める株式に関して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当の金額 (y) 前期配当支払日に発行会社が本優先出資証券に関して支払う旨宣言された配当の金額 (z)（後期配当支払日の前日の時点において）前期配当支払日以降上記（B）及び（C）に定める証券の保有者に対して支払う旨宣言された配当の金額
強制配当	平成19年3月31日に終了する事業年度を含む、それ以降のある事業年度中のいずれかの日を基準日として、株式会社関西アーバン銀行が株式会社関西アーバン銀行の普通株式に関する配当を行った場合、発行会社は、当該事業年度終了直後の7月及び1月の配当支払日に本優先出資証券に対する全額の配当を行うことを要する（下記（1）、（2）、（3）及び（4）を条件とする。）。強制配当は、当該配当支払日に係る配当不払指示 ^(注6) 又は配当減額指示 ^(注7) がなされているかどうかには関わりなく実施される。 (1) 支払不能証明書 ^(注2) が交付されていないこと (2) 分配制限に服すること (3) 当該配当支払日が監督期間 ^(注3) 中に到来する場合には、監督期間配当指示 ^(注4) に服すること (4) 当該配当支払日が株式会社関西アーバン銀行の清算期間 ^(注6) 中に到来するものでないこと
残余財産分配請求権	1口あたり10,000,000円

(注) 1. 株式会社関西アーバン銀行最優先株式

株式会社関西アーバン銀行が自ら直接発行した優先株式で、自己資本の基本的項目に算入され、配当に関する順位が最も優先する優先株式。

2. 支払不能証明書

株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態であるか、株式会社関西アーバン銀行が発行会社から借り入れている劣後ローンの利息支払を行うことにより株式会社関西アーバン銀行が支払不能状態になる場合に、株式会社関西アーバン銀行が発行会社に対して交付する証明書。

支払不能状態とは、(x) 株式会社関西アーバン銀行がその債務を支払期日に返済できないか、若しくはできなくなる状態（日本の破産法上の「支払不能」を意味する。）、あるいは株式会社関西アーバン銀行の負債（上記劣後ローン契約上の債務を除くとともに、株式会社関西アーバン銀行の基本的項目に関連する債務で、残余財産分配の優先順位において上記劣後ローン契約上の債務と同等又は劣後するものを除く。）が株式会社関西アーバン銀行の資産

を超えるか、若しくは上記劣後ローンの利息の支払を行うことにより（発行会社の普通株式に関する配当が株式会社関西アーバン銀行に対して行われることによる影響を考慮しても）超える状態、又は(y)金融庁、その他日本において金融監督を担う行政機関が銀行が支払不能である旨判断し、その判断に基づき、法令に基づく措置を株式会社関西アーバン銀行に関して取ったことをいう。

3. 監督期間

監督事由が発生し、かつ継続している期間。

監督事由とは、株式会社関西アーバン銀行が、証券取引法（金融商品取引法及びその承継する法令を含む。以下、同様とする。）により内閣総理大臣に提出することが要求される有価証券報告書若しくは半期報告書に係る事業年度末又は半期末において日本の銀行規制に定める基準に基づき計算される株式会社関西アーバン銀行の自己資本比率又は自己資本の基本的項目比率が日本の銀行規制の要求する最低限のパーセンテージを下回った場合をいう。

4. 監督期間配当指示

配当支払日が監督期間中に到来する場合に、株式会社関西アーバン銀行が、当該配当支払日の5営業日前までに発行会社に対してする、(a) 当該配当支払日に本優先出資証券に関して配当を行うことを禁止する旨の指示、又は、(b) 配当の宣言及び支払を、発行会社が本優先出資証券に対して支払ったであろう金額の100%に満たない割合に制限する旨の指示。

5. 配当不払指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に配当を行わないよう発行会社に対して求める指示（強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。）。

6. 清算期間

清算事由が発生し、かつ継続している期間。

清算事由とは、(a) 日本法に基づき株式会社関西アーバン銀行の清算手続が開始された場合（会社法（その承継する法令を含む。）に基づく株式会社関西アーバン銀行の特別清算手続を含む。）又は (b) 日本の管轄裁判所が (x) 日本の破産法に基づき株式会社関西アーバン銀行の破産手続開始の決定をした場合、若しくは (y) 日本の会社更生法に基づき株式会社関西アーバン銀行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案を認可した場合をいう。

7. 配当減額指示

株式会社関西アーバン銀行が、各配当支払日の5営業日前までに、当該配当支払日に満額配当を行わないよう発行会社に対して求める指示（強制配当支払日及び監督期間配当指示が交付された配当支払日については交付することができない。）。

8. 配当同順位株式

配当の支払において本優先出資証券と同順位であることが明示的に定められた発行会社の優先株式（本優先出資証券を除く。）。

■ 所要自己資本の額

(金額単位 億円)

		平成19年3月末
	事業法人向けエクスポージャー(除く特定貸付債権)	28,368
	ソブリン向けエクスポージャー	428
	金融機関等向けエクスポージャー	1,266
	特定貸付債権	1,793
	事業法人等向けエクスポージャー	31,855
	居住用不動産向けエクスポージャー	3,321
	適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	811
	その他リテール向けエクスポージャー	3,504
	リテール向けエクスポージャー	7,636
	経過措置適用分	3,362
	PD/LGD方式適用分	357
	簡易手法適用分	527
	内部モデル手法適用分	—
	マーケット・ベース方式適用分	527
	株式等エクスポージャー	4,246
	信用リスク・アセットのみなし計算	3,015
	証券化エクスポージャー	1,589
	その他	3,213
	内部格付手法適用分	51,556
	標準的手法適用分	4,871
	信用リスクに対する所要自己資本の額	56,427
	金利リスク・カテゴリー	32
	株式リスク・カテゴリー	6
	外国為替リスク・カテゴリー	9
	コモディティ・リスク・カテゴリー	—
	オプション取引	—
	標準的方式適用分	47
	内部モデル方式適用分	282
	マーケット・リスクに対する所要自己資本の額	330
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	3,216
	所要自己資本の額合計	59,972

- (注) 1. 信用リスクに対する所要自己資本とは、標準的手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%、内部格付手法の場合、信用リスク・アセットの額×8%+期待損失額を計算したものに相当します。なお、自己資本控除を求められるエクスポージャーについては、当該控除額を所要自己資本額に加えております。
2. ポートフォリオの区分は、保証等の信用リスク削減手法の効果を勘案した後の区分で記載しております。
3. 「適格購入事業法人向けエクスポージャー」は、該当ありません。
4. 「その他」には、リース見積残存価額、購入債権、その他資産が含まれております。

■ 内部格付手法に関する事項

1. 内部格付手法を使用する範囲

平成19年3月末において、当社は基礎的内部格付手法を使用しております。当社と同様に、基礎的内部格付手法を使用する連結子会社は以下のとおりであります。

(1) 国内

株式会社三井住友銀行、三井住友カード株式会社、SMBC信用保証株式会社、SMBCファイナンスサービス株式会社

(2) 海外

欧州三井住友銀行、カナダ三井住友銀行、ブラジル三井住友銀行、インドネシア三井住友銀行、SMBCリース・ファイナンス会社、SMBCキャピタル・マーケット会社、英国SMBCキャピタル・マーケット会社、SMBCデリバティブ・プロダクツ・リミテッド

また、平成19年3月末において標準的手法を使用している連結子会社のうち、三井住友リース株式会社、株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行については、平成22年3月末より基礎的内部格付手法を使用する予定であります。

(注) 基礎的内部格付手法を使用する連結子会社が設立し実質的に管理を行っているSPC(特別目的会社)、投資事業有限責任組合等の連結子会社については、基礎的内部格付手法を適用しております。また、株式等エクスポージャーについては、標準的手法を使用する連結子会社が保有するエクスポージャーを含め、当社グループ全体で内部格付手法を使用しております。

2. 資産区分別のエクスポージャーの状況

(1) 事業法人等向けエクスポージャー

① 事業法人、ソブリン、金融機関等向けエクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

- 「事業法人、ソブリン、金融機関等向けエクスポージャー」には、国内、海外の一般事業法人、営業性個人(国内のみ)、政府、公共法人、金融機関等宛の与信が含まれております。なお、賃貸アパートに対するローン等の事業性ローンや、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資は、原則として「リテール向けエクスポージャー」に含めておりますが、与信額1億円超の先に対するものは、自己資本比率告示に従い、「事業法人向けエクスポージャー」に含めております。
- 債務者格付は、取引先の決算書等から格付モデルを利用して判定した財務格付を出発点とし、実態バランスシートや定性項目等を加味して付与しております(格付制度、手続の詳細は38ページをご参照ください)。国内の事業法人等と海外の事業法人等とでは、実績デフォルト率の水準や、格付毎のポートフォリオの分布状況に差異があるため、下表のとおり、格付体系を別にして国内法人等にはJ1からJ10、海外法人等にはG1からG10の格付を付与し、適用するデフォルト確率(以下、「PD」という)もそれぞれで設定しております。
- 上記のような財務格付を出発点とした原則的な格付付与手続の他に、親会社の信用力に基づく格付や、外部格付機関が公表する格付を出発点として判定する格付を付与する場合があります。また、国、地方公共団体や、特殊な存立基盤・財務内容を有する等、通常の格付モデルに適さない法人等は、債務者の属性に応じた格付区分(例えば「地方公共団体等」)に分類しております。また、営業性個人向け与信、事業性ローンや中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資には、それぞれ別の格付モデルを開発して専用の格付を付与しております。
- 信用リスク・アセットの額の計算に適用するPDの推計値は、債務者格付毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。PDの推計並びに検証には社内データの他、外部データ等を用いております。デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたもの(債務者に対する「破産更生債権及びこれに準ずる債権」「危険債権」「要管理債権」に該当するものと査定する事由が生じること)を用いております。

債務者格付		定義	債務者区分
国内法人等	海外法人等		
J1	G1	債務履行の確実性は極めて高い水準にある。	正常先
J2	G2	債務履行の確実性は高い水準にある。	
J3	G3	債務履行の確実性は十分にある。	
J4	G4	債務履行の確実性は認められるが、将来景気動向、業界環境等が大きく変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
J5	G5	債務履行の確実性は当面問題ないが、先行き十分とは言えず、景気動向、業界環境が変化した場合、その影響を受ける可能性がある。	
J6	G6	債務履行は現在問題ないが、業況、財務内容に不安な要素があり、将来債務履行に問題が発生する懸念がある。	
J7	G7	貸出条件、履行状況に問題、業況低調ないしは不安定、財務内容に問題等、今後の管理に注意を要する。	要注意先
J7R	G7R	うち要管理先	要管理先
J8	G8	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。	破綻懸念先
J9	G9	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている。	実質破綻先
J10	G10	法的・形式的な経営破綻の事実は発生している。	破綻先

イ. ポートフォリオの状況

(ア) 国内事業法人等

(金額単位 億円)

	平成19年3月末					
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	182,616	133,504	49,111	0.10%	44.97%	22.88%
J4-J6	143,786	113,554	30,232	0.84%	41.78%	63.13%
J7(除く J7R)	19,780	17,596	2,184	10.67%	40.63%	161.66%
国・地方等	109,830	108,752	1,078	0.00%	44.70%	0.46%
その他	67,931	60,161	7,770	1.26%	43.48%	70.91%
デフォルト(J7R、J8-J10)	9,919	9,650	269	100.00%	43.45%	—
合計	533,862	443,217	90,645	—	—	—

(注) 1. 「その他」には、与信額が1億円超の事業性ローンや中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資のほか、信用保証協会の保証付融資、公共法人や任意団体宛融資、新設法人等決算未到来で格付が付与できない先への融資が含まれております。
2. LGDはデフォルト時損失率であります。

(イ) 海外事業法人等

(金額単位 億円)

	平成19年3月末					
	エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
G1-G3	125,794	69,841	55,953	0.22%	43.73%	38.57%
G4-G6	6,704	4,784	1,920	1.71%	44.66%	105.65%
G7(除く G7R)	1,520	715	805	27.13%	44.89%	251.83%
その他	1,636	1,215	421	0.94%	44.88%	86.24%
デフォルト(G7R、G8-G10)	887	778	109	100.00%	44.95%	—
合計	136,541	77,333	59,208	—	—	—

(注) 「その他」には、新設法人等決算未到来で格付が付与できない先への融資が含まれております。

特定貸付債権

ア. 格付付与手続の概要

- ・「特定貸付債権」は、自己資本比率告示に定められた「プロジェクト・ファイナンス」「オブジェクト・ファイナンス」「コモディティ・ファイナンス」「事業用不動産向け貸付け」及び「ボラティリティの高い事業用不動産貸付け」に分けられます。「プロジェクト・ファイナンス」には発電プラントや交通インフラ等、特定の事業に対する信用供与で、当該事業からの収益のみを返済原資とするもの、「オブジェクト・ファイナンス」には航空機ファイナンス、船舶ファイナンス、「事業用不動産向け貸付け」及び「ボラティリティの高い事業用不動産貸付け」には不動産ノンリコースローンに代表される不動産ファイナンスが含まれております。「コモディティ・ファイナンス」については、平成19年3月末現在、該当はありません。
- ・これらの「特定貸付債権」には、プロダクツ毎に、格付モデルや定性評価に基づいて、予想損失率を軸とした格付を付与しております。これらは、「債務者格付」と同様に10段階に区分しておりますが、PDを軸とする「債務者格付」とは定義が異なります。「特定貸付債権」の信用リスク・アセットの額は、予想損失率を軸とした案件格付等を下表の自己資本比率告示に定められた5区分に紐付けすることにより計算しております。

イ. ポートフォリオの状況

(ア) 「プロジェクト・ファイナンス」、「オブジェクト・ファイナンス」、「事業用不動産向け貸付け」の残高(金額単位 億円)

	リスク・ウェイト	平成19年3月末			
		プロジェクト・ファイナンス	オブジェクト・ファイナンス	事業用不動産向け貸付け	
優	(残存期間2年半未満)	50%	1,004	32	2,746
	(残存期間2年半以上)	70%	4,359	648	6,957
良	(残存期間2年半未満)	70%	348	10	447
	(残存期間2年半以上)	90%	1,468	100	1,050
可	115%	314	90	564	
弱い	250%	227	82	15	
デフォルト	—	36	—	—	
合計		7,756	963	11,779	

(イ)「ボラティリティの高い事業用不動産貸付け」の残高 (金額単位 億円)

		リスク・ウェイト	平成19年3月末
優	(残存期間2年半未満)	70%	59
	(残存期間2年半以上)	95%	56
良	(残存期間2年半未満)	95%	868
	(残存期間2年半以上)	120%	464
可		140%	1,620
弱い		250%	—
デフォルト		—	—
合計			3,067

(2) リテール向けエクスポージャー

居住用不動産向けエクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

・「居住用不動産向けエクスポージャー」には住宅ローンが含まれております。なお、ここでの住宅ローンには、個人向けの住宅ローンに加え、店舗や賃貸アパートと併用になっている自宅用不動産に対するローンの一部が含まれておりますが、賃貸アパートに対するローンは含まれておりません。

・住宅ローンに対する格付付与手続は次のとおりであります。

まず、デフォルト・リスクの観点から、ローン契約情報に基づき、専用の格付モデルと金融検査マニュアルに沿った自己査定債務者区分判定により、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。PDの推計値は、このプール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

デフォルト時の回収リスクの観点からは、担保不動産の評価額をもとに算出されるLTV(Loan To Value)を用いて、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。デフォルト時損失率(以下、「LGD」という)の推計値は、このプール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

また、住宅ローン契約時からの一定の経過年数毎にポートフォリオを分割し、デフォルト・リスク、デフォルト時の回収リスク各々の観点からみたプール区分の有効性等を定期的に検証しております。

なお、PD及びLGDの推計並びに検証には社内データを用いており、デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたものを用いております。

イ. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	PDセグメント区分		平成19年3月末					
			エクスポージャー額	オン・バランス資産	オフ・バランス資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
住宅ローン	非延滞	モデル対象	89,252	88,188	1,064	0.32%	45.91%	25.11%
		その他	9,153	9,153	—	0.62%	70.60%	67.60%
	延滞等	391	319	73	26.34%	51.49%	287.54%	
デフォルト			1,193	1,167	26	100.00%	46.09%	26.54%
合計			99,989	98,827	1,162	—	—	—

(注) 1.「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。
2.「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。

適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

・「適格リボルビング型エクスポージャー」にはカードローンやクレジットカード債権が含まれております。

・カードローン及びクレジットカード債権に対する格付付与手続は、それぞれ次のとおりであります。

カードローンについては、保証会社、契約極度額、決済口座の取引状況、返済履行状況に基づき、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。クレジットカード債権については、過去の返済状況、利用状況に基づき、クレジットカード債権毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。

信用リスク・アセットの額の計算に適用するPD及びLGDの推計値は、プール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

また、デフォルト・リスク、デフォルト時の回収リスク各々の観点からみたプール区分の有効性等を定期的に検証しております。なお、PD及びLGDの推計並びに検証には社内データを用いており、デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたものを用いております。

イ. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	PD セグメント 区分	平成19年3月末								
		エクス ポージャー額	オン・バランス資産		オフ・ バランス資産	未引出額	CCFの 平均値	PDの 加重平均	LGDの 加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
			残高	加算額						
カード ローン	非延滞	4,304	3,563	741	—	1,418	52.24%	2.45%	79.11%	58.93%
	延滞等	299	292	7	—	43	15.33%	9.81%	81.16%	126.30%
クレジット カード債権	非延滞	9,043	5,994	3,050	—	34,973	8.72%	1.09%	80.49%	26.27%
	延滞等	60	49	11	—	—	—	71.46%	83.42%	152.96%
デフォルト		144	123	22	—	—	—	100.00%	83.22%	48.93%
合計		13,851	10,021	3,830	—	36,434	—	—	—	—

- (注) 1. オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には、未引出額にCCF(未引出額に乘ずる掛目)を乗ずる方法ではなく、一取引あたりの残高増加額を推計する方法を使用しております。
 2. 本資料上のCCFの平均値は、1.の推計額/未引出額として逆算したものであり、オン・バランス資産のエクスポージャー額の推計には使用していません。
 3. 「延滞等」には、三月未満の延滞債権を記載しております。

③その他リテール向けエクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

- ・「その他リテール向けエクスポージャー」には、賃貸アパートに対するローン等の事業性ローン、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資、マイカーローン等の消費性ローンが含まれております。
- ・事業性ローン及び消費性ローンに対する格付付与手続は、それぞれ次のとおりであります。

(ア) 事業性ローン及び中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資については、デフォルト・リスクの観点からは、専用の格付モデルと金融検査マニュアルに沿った自己査定債務者区分判定に基づき、ローン件別毎に、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。デフォルト時の回収リスクの観点からは、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資については与信先の属性に基づき、事業性ローンについてはLTVに基づき、リスク特性が同じプールへの割当てを行っております。LGDの推計値は、このプール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味して決定しております。

(イ) 消費性ローンへの格付付与については、担保付商品と無担保商品で異なる手続としております。まず、担保付商品については、「①居住用不動産向けエクスポージャー」に記載の住宅ローンと同様の手続を行っております。無担保商品については、取引状況をもとに、ローン件別毎にリスク特性が同じプールへの割当てを行っただけで、プール区分毎の過去のデフォルト実績をもとに、推計誤差の可能性を加味してPD及びLGDの推計値を決定しております。

また、デフォルト・リスク、デフォルト時の回収リスク各々の観点からみたプール区分の有効性等を定期的に検証しております。なお、PD及びLGDの推計並びに検証には社内データを用いており、デフォルトの定義は、自己資本比率告示に定められたものを用いております。

イ. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

	PDセグメント区分		平成19年3月末					
			エクス ポージャー額	オン・バランス 資産	オフ・バランス 資産	PDの加重平均	LGDの加重平均	リスク・ウェイト の加重平均
事業性 ローン等	非延滞	モデル対象	18,055	17,901	154	1.82%	60.42%	64.34%
		その他	2,087	2,087	0	1.78%	53.09%	62.24%
	延滞等		3,522	3,485	37	10.99%	60.21%	98.65%
消費性 ローン	非延滞	モデル対象	3,701	3,563	138	1.47%	45.11%	51.30%
		その他	2,493	2,471	23	1.76%	66.29%	64.45%
	延滞等		372	369	3	23.10%	49.81%	116.06%
デフォルト			1,958	1,840	118	100.00%	56.46%	44.71%
合計			32,188	31,715	473	—	—	—

- (注) 1. 「事業性ローン等」には、賃貸アパートに対するローンや、中小企業向けに審査プロセスを定型化した融資等が含まれております。
 2. 「延滞等」には、延滞が発生している債権や要注意先の債権で、自己資本比率告示上のデフォルトの定義に該当しないものを記載しております。
 3. 「その他」には、企業保証付のローン等が含まれております。

(3) 株式等エクスポージャー及び信用リスク・アセットのみなし計算

① 株式等エクスポージャー

ア. 格付付与手続の概要

PD/LGD方式を適用する株式を取得する際には、事業法人等向けの通常の与信と同様のルールで発行者に「債務者格付」を付与し、債務者モニタリング（詳細は39ページをご参照ください）により格付等の見直しを行っております（個別に債務者モニタリングを行わない場合は、リスク・アセットの額を1.5倍にしております）。株式の発行者に対して与信取引がなく、財務情報等が入手困難な場合等には、投資適格以上であることを条件に外部格付を利用して行内格付を付与しております。

なお、財務情報が入手困難かつ、投資適格未満の場合は、マーケット・ベース方式の簡易手法を適用しております。

イ. ポートフォリオの状況

(ア) エクスポージャー額

(金額単位 億円)

平成19年3月末	
マーケット・ベース方式適用分	1,668
簡易手法適用分	1,668
上場株式 (300%)	456
非上場株式 (400%)	1,212
内部モデル手法適用分	—
PD/LGD方式適用分	3,675
経過措置適用分	39,650
合計	44,993

(注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。

2. 「経過措置適用分」には、自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャーに関する経過措置」を適用したものを記載しております。

(イ) PD/LGD方式適用分

(金額単位 億円)

	平成19年3月末		
	エクスポージャー額	PDの加重平均	リスク・ウェイトの加重平均
J1-J3	3,500	0.05%	105%
J4-J6	89	0.47%	176%
J7 (除く J7R)	44	9.30%	432%
その他	42	2.24%	275%
デフォルト (J7R, J8-J10)	0	100.00%	—
合計	3,675	—	—

(注) 1. 自己資本比率告示に定められた「株式等エクスポージャー」のうちのPD/LGD方式適用分を記載しており、連結財務諸表上の株式とは異なっております。

2. 「その他」には、公共法人等が含まれております。

② 信用リスク・アセットのみなし計算

ア. 格付付与手続の概要

「信用リスク・アセットのみなし計算」の対象エクスポージャーには、ファンド向け与信等があります。「信用リスク・アセットのみなし計算」を行う際は、原則として、裏付けとなる個々の資産に債務者格付を付与する等により、個々の裏付資産に対する信用リスク・アセットの額を計算し、その総額を対象エクスポージャーに対する信用リスク・アセットの額としております。個々の裏付資産の過半が株式等エクスポージャーである場合や、直接、個々の裏付資産の信用リスク・アセットの額を計算することができない場合は、自己資本比率告示に基づき、株式等エクスポージャーのリスク・ウェイトを対象エクスポージャー全体に用いる修正単純過半数方式や、簡便方式（リスク・ウェイト400%又は1,250%）等により信用リスク・アセットの額を算出しております。

イ. ポートフォリオの状況

(金額単位 億円)

平成19年3月末	
信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	18,962

(4) 証券化エクスポージャー

① リスク管理の方針及び手続の概要

リスクを確実に認識し、計測・評価・報告するための体制を確保するために、「証券化エクスポージャー」の定義を明確化し、業務部門から独立したリスク管理部が、「証券化エクスポージャー」の認定・信用リスク・アセットの額の計測・評価・報告までの一元管理を行う体制としております。

証券化取引を行う場合は、当社グループは、主に以下のいずれかの立場になります。

- ・ オリジネーター（直接又は間接に「証券化エクスポージャー」の原資産の組成に関わっている場合、もしくは、第三者からエクスポージャーを取得するABCPの導管体又はこれに類するプログラムのスポンサーの場合）
- ・ 投資家
- ・ その他（裏付資産の金利と裏付資産に基づき発行される信託受益権の配当とのキャッシュ・フローのミスマッチを回避するための金利スワップの提供者等）

② 信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式

内部格付手法の対象となる「証券化エクスポージャー」に係る信用リスク・アセットの額の算出方式には、外部格付準拠方式、指定関数方式、内部評価方式の3種類があります。自己資本比率告示に定められた規定に従い、以下の方法により、算出方式を決定しております。

- ・ まずは、外部格付準拠方式の適用可否を検討し、適用可能なものに当該方式を使用しております。
- ・ 外部格付準拠方式を適用できないものについては、指定関数方式の適用可否を検討し、適用可能なものに当該方式を使用しております。
- ・ 外部格付準拠方式及び指定関数方式の双方とも適用できない場合には、自己資本控除（リスク・ウェイト1,250%）としております。

標準的手法の対象となる「証券化エクスポージャー」に係る信用リスク・アセットの額の算出方式には、自己資本比率告示に定められた規定に従い、適格格付機関の付与する格付や裏付資産の加重平均リスク・ウェイト等に基づき算出しております。

③ 証券化取引に関する会計方針

金融資産の流動化取引に関する会計処理は、金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したとき又は権利に対する支配が他に移転したときは、当該金融資産の消滅を認識し、帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理しております。権利に対する支配が他に移転したと認められない場合は、譲渡担保付借入等の金融取引として処理しております。

金融資産の一部がその消滅の認識要件を充たした場合には、当該部分の消滅を認識するとともに、消滅部分の帳簿価額とその対価としての受払額との差額を当期の損益として処理しております。消滅部分の帳簿価額は、当該金融資産全体の時価に対する消滅部分と残存部分の時価の比率により、当該金融資産全体の帳簿価額を按分して計算しております。

なお、残存部分は自己査定の対象とし、必要に応じて償却引当を行っております。

④ 使用する適格格付機関

「証券化エクスポージャー」の信用リスク・アセットの額の算出にあたっては、内部格付手法で外部格付準拠方式を使用する場合、もしくは標準的手法の場合に、適格格付機関が付与する格付と自己資本比率告示に定められたリスク・ウェイトとをマッピングしてリスク・ウェイトを決定しております。

適格格付機関としては、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス及びフィッチ・レーティングス・リミテッドを採用しております。

なお、同一の「証券化エクスポージャー」に対して、複数の適格格付機関が付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合は、自己資本比率告示に従い、最も小さいリスク・ウェイトから数えて二番目に小さいリスク・ウェイトを使用しております。

⑤ポートフォリオの状況

ア. 当社グループがオリジネーターである証券化取引

(ア) オリジネーター (除くスポンサー業務)

a. 原資産に関する情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末			平成18年度			
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額	当期の売却損益
事業法人等向け債権	3,302	1,815	1,487	5,205	133	43	—
住宅ローン	15,509	15,509	—	7,897	3	0	268
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	4,504	—	4,504	3,412	201	21	—
その他	1,747	59	1,688	4	0	2	—
合計	25,063	17,384	7,680	16,517	337	66	268

- (注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、当期に証券化を行った原資産を含めて記載しております。
 2. 「原資産のデフォルト額」は、三月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。
 3. 「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。
 4. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。
 5. 「その他」にはPFI事業 (Private Finance Initiative: 民間企業が資金調達、施設の建設、管理、運営も含めて公共サービス事業を請け負うもの) 宛債権、リース料債権等が含まれております。

b. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(a) 原資産の種類別の情報

(金額単位 億円)

(b) リスク・ウェイト別の情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	1,834	17	—
住宅ローン	1,427	299	401
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	1,111	68	—
その他	84	84	—
合計	4,456	467	401

リスク・ウェイト	平成19年3月末	
	期末残高	所要自己資本額
20%以下	1,751	12
100%以下	767	10
650%以下	20	7
自己資本控除	1,918	467
合計	4,456	496

(イ) スポンサー業務

a. 原資産に関する情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末			平成18年度		
	原資産の額	資産譲渡型	合成型	当期に証券化を行った原資産の額	原資産のデフォルト額	原資産に係る当期の損失額
事業法人等向け債権	10,143	10,143	—	58,985	2,060	2,048
住宅ローン	—	—	—	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	371	371	—	5	0	0
その他	1,242	1,242	—	1,750	15	13
合計	11,756	11,756	—	60,740	2,075	2,060

- (注) 1. 「証券化エクスポージャー」を保有しない証券化取引の原資産については、当期に証券化を行った原資産を含めて記載しております。
 2. 「原資産のデフォルト額」は、三月以上延滞した原資産又はデフォルトした原資産を記載しております。
 3. 顧客債権流動化等のスポンサー業務における「原資産のデフォルト額」、「原資産に係る当期の損失額」については、原資産の回収を顧客が行っている証券化取引等、データを適時適切に入手することが困難な場合が存在することから、実務上、当社が取得可能な範囲の代替データ等を用いて、以下の推計方法により、集計しております。
 (1) 「原資産のデフォルト額」の推計方法について
 ・ 外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、入手可能な顧客等からの原資産の状況に係る報告をもとに推計しております。
 ・ 指定関数方式を適用する証券化取引では、取引毎の特性に応じ、当社が取得可能な各債務者の情報や、債務者毎のデフォルト発生率等をもとに推計しております。また、いずれの推計も困難な場合には、デフォルトした原資産とみなして保守的に推計しております。
 (2) 「原資産に係る当期の損失額」の推計方法について
 ・ 外部格付準拠方式を適用する証券化取引では、保守的に上記 (1) に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。
 ・ 指定関数方式を適用する証券化取引では、デフォルトした原資産に係る損失率が把握可能な場合は当該損失率に基づき推計を行い、当該推計が困難な場合は保守的に上記 (1) に基づいて推計した「原資産のデフォルト額」と同額としております。
 4. 「その他」には、リース料債権等が含まれております。
 5. 「早期償還条項付の証券化エクスポージャー」は該当ありません。
 6. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

b. 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(a) 原資産の種類別の情報

(金額単位 億円)

(b) リスク・ウェイト別の情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	8,077	131	—
住宅ローン	—	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	371	—	—
その他	1,003	—	—
合計	9,451	131	—

リスク・ウェイト	平成19年3月末	
	期末残高	所要自己資本額
20%以下	8,094	56
100%以下	1,031	37
650%以下	189	24
自己資本控除	137	131
合計	9,451	249

(注) 「その他」には、リース料債権等が含まれております。

イ. 当社グループが投資家である証券化取引

(ア) 保有する証券化エクスポージャーに関する情報

(a) 原資産の種類別の情報

(金額単位 億円)

(b) リスク・ウェイト別の情報

(金額単位 億円)

原資産の種類	平成19年3月末		
	期末残高	控除項目として自己資本から控除した額	増加した自己資本相当額
事業法人等向け債権	3,016	769	—
住宅ローン	3,793	—	—
リテール向け債権 (除く住宅ローン)	178	—	—
その他	1,240	13	—
合計	8,228	782	—

リスク・ウェイト	平成19年3月末	
	期末残高	所要自己資本額
20%以下	6,685	47
100%以下	262	16
650%以下	—	—
自己資本控除	1,281	782
合計	8,228	844

(注) 1. 「その他」には原資産が証券化商品である取引等が含まれております。

2. 「自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセット」は該当ありません。

(5) 損失実績の分析

①直前期における損失の実績値と過去の実績値との比較

平成18年度における三井住友フィナンシャルグループ(連結)の与信関係費用(一般貸倒引当金繰入額、不良債権処理額、償却債権取立益の合計額)につきましては、前年度対比1,570億円減少し、1,450億円となりました。

また、三井住友銀行(単体)の与信関係費用につきましては、アセットクオリティの改善等により前年度対比1,414億円減少し、895億円となりました。

三井住友銀行(単体)のエクスポージャー区分別の状況につきましては、「事業法人向けエクスポージャー」による与信関係費用が、前年度対比96億円増加して587億円、「その他リテール向けエクスポージャー」による与信関係費用が、前年度対比103億円増加して439億円となりました。これらは、デフォルト率が上昇したこと等が要因であります。

与信関係費用 (注)1、(注)2、(注)3

(金額単位 億円)

	平成17年度	平成18年度	増減
三井住友フィナンシャルグループ(連結) 合計	3,020	1,450	△1,570
三井住友銀行(連結) 合計	2,750	1,229	△1,521
三井住友銀行(単体) 合計	2,309	895	△1,414
うち 事業法人向けエクスポージャー	491	587	96
うち ソブリン・金融機関等向けエクスポージャー	△4	△7	△3
うち 居住用不動産向けエクスポージャー (注)4	△1	5	6
うち 適格リボルビング向けエクスポージャー (注)4	7	△1	△8
うち その他リテール向けエクスポージャー	336	439	103

(注) 1. 与信関係費用には、「株式等エクスポージャー」及び「債券等の市場関係取引に係るエクスポージャー」、並びに「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」による損益は含まれておりません。

2. エクスポージャー区分別の与信関係費用には、正常先の一般貸倒引当金は含まれておりません。

3. 引当金の戻入れ等により利益が発生している場合には△を付しております。

4. 連結子会社の保証が付されている「居住用不動産向けエクスポージャー」及び「適格リボルビング向けエクスポージャー」による与信関係費用は、三井住友銀行(単体)の与信関係費用には含まれておりません。

②損失額の推計値と実績値との比較

平成19年度より自己資本比率告示に従った推計を開始することから、推計値と実績値との比較は平成19年度より実施します。

■ 標準的手法に関する事項

1. 標準的手法を使用する範囲

平成19年3月末基準で、標準的手法によりリスク・アセットの額を算出した連結子会社は、以下のとおり、138ページの「内部格付手法に関する事項」の「1. 内部格付手法を使用する範囲」に示している連結子会社以外の子会社であります。

(1) 基礎的内部格付手法の段階的適用を計画している連結子会社

三井住友銀リース株式会社、株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行が該当します。

上記の3社については、平成22年3月末より基礎的内部格付手法を使用する予定であります。

(2) その他の連結子会社

事務系子会社等、その業務内容、資産規模等から信用リスク管理上は重要性が低い連結子会社が該当します。

上記の連結子会社については、標準的手法を使用してまいります。

2. リスク・アセットの額の算出に用いる手法

「法人等向けエクスポージャー」については、自己資本比率告示に定められた「法人等向けエクスポージャーの特例」に関する規定に基づき、一律100%のリスク・ウェイトを適用しております。また、ソブリン・金融機関向けエクスポージャーについては、経済協力開発機構(OECD)のカントリー・リスク・スコアに応じたリスク・ウェイトを適用しております。

3. リスク・ウェイトの区分ごとの残高

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末	
		うち カントリー・リスク・スコア付与分
0%	10,787	837
10%	5,623	—
20%	5,744	2,619
35%	12,475	—
50%	977	19
75%	6,435	—
100%	51,281	4
150%	166	—
合計	93,489	3,480

(注) 1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額(部分直接償却額控除前)を記載しております。なお、オフ・バランス資産については与信相当額を記載しております。

2. 「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。

■信用リスクの削減手法に関する事項

1. リスク管理の方針及び手順の概要

信用リスク・アセットの額を算出するにあたって、信用リスク削減手法により、リスク・アセットの額を削減しております。具体的には、自己資本比率告示に基づき、適格金融資産担保、適格不動産担保、保証及びクレジット・デリバティブ、貸出金と自行預金の相殺等による調整を行っております。

各々の手法の範囲とその管理方法の概要は以下のとおりであります。

(1) 信用リスク削減手法適用の範囲とその管理方法

①担保（適格金融資産担保・適格不動産担保）

三井住友銀行においては、預金及び有価証券を適格金融資産担保、土地及び建物等を適格不動産担保としております。

担保物件の評価は、市場価格、鑑定評価額等を参考に、担保物件の現状及び権利関係を考慮して決定しております。担保物件は、被担保債権の弁済の遅延により担保権を実行せざるをえなくなった時に、十分な担保価値が存在していることが必要であります。担保を取得してから担保権の実行までの間に、担保物件の変質、地震等の自然災害による被害の他、差押や第三者の担保権の設定等、権利関係の変化も生じる場合があるため、担保物件や担保権の種類に応じ、定期的に管理を行っております。

②保証及びクレジット・デリバティブ

保証人の種類としては、国、地方公共団体、信用保証協会等の公的機関、金融機関や一般事業法人等があります。また、クレジット・デリバティブにおける取引相手の種類としては、主として国内外の銀行・証券会社があります。

保証のうち、国や地方公共団体とこれに準じる信用力を有する公的機関のほか、一定格付以上の金融機関や一般事業法人等、保証能力が十分に認められる先からの保証、及びこれらの先から購入したクレジット・デリバティブのプロテクションについては、信用リスク・アセットの額の算出に際して、信用リスク削減効果を勘案しております。

③貸出金と自行預金の相殺

貸出金と自行預金の相殺の適用にあたり、三井住友銀行においては、個別の取引毎に、対象となる貸出金と自行預金の相殺の法的有効性を確認しております。具体的には、銀行取引約定書等において、明示的に自行預金との相殺規定が設けられている貸出金取引を特定し、当該債務者が三井住友銀行に保有する預金のうち、期日が特定されており、かつ第三者宛に譲渡できない定期性の預金をその相殺の対象としております。なお、自行預金のうち、預金担保として徴求しているものについては、上記①の適格金融資産担保の枠組みにて、信用リスク削減効果を勘案しております。

また、自己資本比率告示に基づき、対象となる貸出金及び預金については、期日管理及び相殺後の状況を含めた残高管理を行っております。加えて、相殺の対象となる貸出金と自行預金との間で、期日や通貨が一致しない場合については、それらのミスマッチを自己資本比率告示に基づき、調整することによって相殺を行い、信用リスク・アセットの額の算出を行っております。

(2) 信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスク及びマーケット・リスクの集中について

三井住友銀行においては、大口与信先へのリスクの集中を抑制するため、与信上限ガイドラインを設定し、集中リスク管理を実施、信用リスク委員会（詳細は41ページをご参照ください）への報告を行う等の対応を取っております。この大口与信先の与信状況については、信用リスク削減のため親会社から保証を取得した場合の親会社宛リスク集中も勘案し、グループ合算で把握を行っております。

なお、信用リスクの削減手法として市場性商品（クレジット・デリバティブ等）を使用した場合には、当該市場性商品から発生する市場リスクについて上限を設定し、管理を行っております。

2. 信用リスク削減手法を適用したエクスポージャー額

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末	
	適格金融資産担保	適格資産担保
基礎的内部格付手法	23,255	26,614
事業法人向けエクスポージャー	16,750	26,602
ソブリン向けエクスポージャー	1	12
金融機関等向けエクスポージャー	6,504	1
標準的手法	1,334	—
合計	24,589	26,614

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末	
	保証	クレジット・デリバティブ
基礎的内部格付手法	36,597	2,260
事業法人向けエクスポージャー	30,449	2,260
ソブリン向けエクスポージャー	583	—
金融機関等向けエクスポージャー	2,948	—
居住用不動産向けエクスポージャー	2,613	—
適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー	—	—
その他リテール向けエクスポージャー	4	—
標準的手法	902	—
合計	37,499	2,260

■ 派生商品取引に関する事項

1. リスク管理の方針及び手続の概要

(1) 担保による保全に関する方針及び自行の信用力の悪化による影響度

当社グループでは、必要に応じて、取引相手との間で発生している再構築コストに応じて担保の受渡しを定期的に行い、信用リスクを削減する取引(担保付派生商品取引)を行っております。このような取引については、信用リスクの削減が図られる一方、自らの信用力が悪化した際には、取引相手に対して追加的に担保提供が必要となる場合がありますが、その影響は軽微であると考えております。

(2) ネットティング

信用リスク削減手法としてのネットティングには、主に一括清算ネットティングがあります。一括清算ネットティングでは、取引の一方の当事者に倒産等の期限の利益喪失事由が生じた場合、その期日・通貨にかかわらず、対象となる全ての債権・債務をネットアウトし、一つの債権又は債務に置き換えます。対象は各種マスター契約書(基本契約書)が対象とする為替取引・スワップ取引等であります。マスター契約書(基本契約書)に上記のネットアウトが適用できることが規定されていること等により法的有効性の確認ができていない場合に、対象となる債権・債務に対してネットティング効果を勘案することとしております。

2. 与信相当額に関する事項

(1) 派生商品取引与信相当額

① 計算方式

カレント・エクスポージャー方式を使用しております。

② 与信相当額

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
グロスの再構築コストの額	29,018
グロスのアドオンの額	39,311
グロスの与信相当額	68,329
外国為替関連取引	29,327
金利関連取引	36,161
金関連取引	—
株式関連取引	23
貴金属関連取引(金関連取引を除く)	—
その他のコモディティ関連取引	2,651
クレジット・デフォルト・スワップ	167
ネットによる与信相当額削減額	32,531
ネットの与信相当額	35,798
担保の額	2,166
適格金融資産担保	1,227
適格資産担保	939
ネットの与信相当額(担保による信用リスク削減効果勘案後)	35,798

(注) 基礎的内部格付手法、及び標準的手法における簡便手法を用いていることから、ネットの与信相当額については、担保による信用リスク削減効果勘案前と勘案後において同額となります。

(2) クレジット・デリバティブの想定元本額

(金額単位 億円)

クレジット・デフォルト・スワップ	平成19年3月末	
	想定元本額	信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているもの
プロテクションの購入	12,604	2,260
プロテクションの提供	10,674	—

■ マーケット・リスクに関する事項

1. 内部モデル方式、標準的方式のポートフォリオの範囲

マーケット・リスク相当額の算出に使用する方式は以下のとおりであります。

(1) 内部モデル方式

株式会社三井住友銀行、欧州三井住友銀行、SMBCキャピタル・マーケット会社、英国SMBCキャピタル・マーケット会社、SMBCデリバティブ・プロダクツ・リミテッドの一般市場リスク

(2) 標準的方式

- ・ 個別リスク
- ・ 株式会社三井住友銀行、欧州三井住友銀行、SMBCキャピタル・マーケット会社、英国SMBCキャピタル・マーケット会社、SMBCデリバティブ・プロダクツ・リミテッド以外の連結子会社の一般市場リスク

2. 取引の特性に応じた価格評価方法

マーケット・リスク相当額算出の対象である「特定取引勘定」に属する資産・負債については、市場流動性の高い取引のみから構成されており、その価格評価については、有価証券及び金銭債権等は連結決算日等の時価、スワップ・先物・オプション等の派生商品については連結決算日等の市場実勢にて決済したものとみなした額により行っております。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

1. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

平成19年3月末において、基礎的手法を使用しております。

■ 銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関する事項

1. 銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定で保有する株式等については、保有目的とリスク特性に応じ、市場リスクあるいは信用リスク管理の枠組みに基づき、リスクの許容量に上限を設定する等適切な方法で管理を行っております。

このうち「その他有価証券」の区分で保有する株式については、株価変動リスクを適切に管理するためにリスクの許容量に上限を設定し、遵守状況を管理しております。

「子会社株式」については、当該会社の保有する資産・負債等を連結ベースでリスク管理の対象とし、「関連会社株式」については当該会社宛出資のリスクを別途計上し、それぞれリスク許容量の上限管理の対象としているため、株式としてのリスク計測は行っておりません。

なお、これらリスク許容量の上限は、自己資本等の経営体力を勘案して定める「リスク資本極度」の範囲内で設定しております。

2. 銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価等重要な会計方針

銀行勘定における株式等エクスポージャーの評価は、子会社及び関連会社株式等については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のある株式については決算日前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 連結貸借対照表計上額及び時価

(金額単位 億円)

	平成19年3月末	
	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等エクスポージャー	39,803	39,803
上場株式等エクスポージャーに該当しない 出資等又は株式等エクスポージャー	5,190	—
合計	44,993	—

4. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(金額単位 億円)

	平成18年度
損益	447
売却益	628
売却損	15
償却	166

(注) 連結損益計算書における、株式等損益について記載しております。

5. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益 計算書で認識されない評価損益の額	19,826

(注) 時価のある日本企業株式・外国株式について記載しております。

6. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(金額単位 億円)

	平成19年3月末
連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識 されない評価損益の額	657

(注) 時価のある関連会社の株式について記載しております。

■ 銀行勘定（バンキング業務）における金利リスクに関する事項

バンキング業務における金利リスクは、要求払預金（当座預金や普通預金等預金者の要求によって随時払い出される預金）の満期の認識方法や、定期預金及び消費者ローンの期限前解約の予測方法によって、大きく変動することとなります。

三井住友銀行におけるバンキング業務の金利リスク計測時の主な前提は以下のとおりであります。

1. 要求払預金の満期の認識方法

要求払預金の満期に関しては、長期間滞留すると見込まれる要求払預金の金額（過去3年の最低残高の半額を上限とする）をコア預金として認識し、最長3年（平均期間1.5年）の取引として金利リスクを計測しております。

2. 定期預金及び消費者ローンの期限前解約の予測方法

定期預金及び消費者ローンの期限前解約に関しては、その期限前解約率を推定し、当該期限前解約率を前提としたキャッシュ・フローを用いて金利リスクを計測しております。

■ 種類別、地域別、業種別及び期間別エクスポージャー残高等

1. 種類別、地域別及び業種別エクスポージャー額

（金額単位 億円）

区分	平成19年3月末					
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計	
国内 （除く特別 国際金融 取引勘定 分）	製造業	81,357	1,327	4,005	28,464	115,152
	農業、林業、漁業及び鉱業	1,791	11	90	667	2,559
	建設業	17,721	579	146	1,853	20,298
	運輸、情報通信、公益事業	37,939	1,377	977	8,806	49,099
	卸売・小売業	69,823	643	4,336	6,851	81,652
	金融・保険業	75,932	12,752	12,173	3,223	104,080
	不動産業	87,664	891	400	2,620	91,575
	各種サービス業	70,109	656	875	5,151	76,791
	地方公共団体	11,338	7,502	11	26	18,877
	その他	184,121	79,128	1,607	37,718	302,573
合計	637,794	104,865	24,619	95,379	862,657	
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	政府等	3,158	825	84	—	4,066
	金融機関	24,738	2,439	8,053	0	35,230
	商工業	89,640	2,588	2,630	—	94,857
	その他	20,752	3,504	413	2,938	27,607
	合計	138,288	9,355	11,179	2,938	161,760
総合計	776,082	114,220	35,798	98,316	1,024,417	

- （注）1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
 2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
 3. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社（海外店を除く）及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
 4. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。

2. 残存期間別エクスポージャー額

（金額単位 億円）

区分	平成19年3月末				
	貸出金等	債券	デリバティブ	その他	合計
1年以下	222,370	37,472	3,894	1,766	265,503
1年超3年以下	117,620	16,286	12,326	5,030	151,262
3年超5年以下	117,342	14,518	10,587	6,215	148,661
5年超7年以下	45,081	13,824	4,319	1,629	64,853
7年超	203,659	32,121	4,672	1,104	241,557
期間の定めのないもの	70,009	—	—	82,572	152,582
合計	776,082	114,220	35,798	98,316	1,024,417

- （注）1. 信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャー額を記載しております。
 2. 「信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー」及び「証券化エクスポージャー」は含まれておりません。
 3. 資産区分の「貸出金等」には、貸出金、コミットメント、及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス資産等が含まれ、「その他」には、「株式等エクスポージャー」、及び標準的手法を適用したファンド等の資産が含まれております。
 4. 期間区分の「期間の定めのないもの」には、期間別に分類していないものが含まれております。

3. 三月以上延滞エクスポージャーの期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの期末残高及び区分ごとの内訳

(1) 地域別

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	19,483
海外及び特別国際金融取引勘定分	1,350
アジア	819
北米	423
その他	108
合計	20,833

- (注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。
2. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。
3. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

(2) 業種別

(金額単位 億円)

区分	平成19年3月末	
国内 (除く特別 国際金融取 引勘定分)	製造業	1,236
	農業、林業、漁業及び鉱業	63
	建設業	1,964
	運輸、情報通信、公益事業	1,558
	卸売・小売業	1,705
	金融・保険業	166
	不動産業	5,565
	各種サービス業	4,522
	その他	2,704
	合計	19,483
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	金融機関	11
	商工業	1,339
	その他	—
	合計	1,350
総合計	20,833	

- (注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。
2. 自己査定において要管理先以下に区分された債務者のオフ・バランス与信等を含む自己査定対象与信を記載しております。
3. 部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

4. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(1) 地域別

(金額単位 億円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末	増減
一般貸倒引当金	7,426	6,836	△590
特定海外債権引当勘定	24	19	△5
個別貸倒引当金	10,896	6,937	△3,959
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	10,484	6,610	△3,874
海外及び特別国際金融取引勘定分	412	327	△85
アジア	219	141	△78
北米	162	129	△33
その他	31	57	26
合計	18,346	13,792	△4,554

- (注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。また、「海外」の期末残高は債務者所在国を基準に記載しております。
2. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

(2) 業種別

(金額単位 億円)

区分	平成18年3月末	平成19年3月末	増減
一般貸倒引当金	7,426	6,836	△590
特定海外債権引当勘定	24	19	△5
個別貸倒引当金	10,896	6,937	△3,959
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	10,484	6,610	△3,874
製造業	435	436	1
農業、林業、漁業及び鉱業	5	4	△1
建設業	1,419	375	△1,044
運輸、情報通信、公益事業	628	487	△141
卸売・小売業	708	827	119
金融・保険業	571	87	△484
不動産業	3,017	1,577	△1,440
各種サービス業	2,739	1,546	△1,193
その他	962	1,271	309
海外及び特別国際金融取引勘定分	412	327	△85
金融機関	7	9	2
商工業	405	318	△87
その他	—	—	—
合計	18,346	13,792	△4,554

(注) 1. 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

2. 個別貸倒引当金には部分直接償却(直接減額)実施額を含めております。

5. 業種別の貸出金償却の額

(金額単位 億円)

区分	平成18年度	
国内 (除く特別 国際金融取 引勘定分)	製造業	106
	農業、林業、漁業及び鉱業	0
	建設業	56
	運輸、情報通信、公益事業	149
	卸売・小売業	213
	金融・保険業	11
	不動産業	△102
	各種サービス業	162
	その他	254
	合計	849
海外及び 特別国際 金融取引 勘定分	金融機関	0
	商工業	△35
	その他	—
	合計	△35
総合計	814	

(注) 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であり、「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。